別記様式（日本工業規格Ａ４縦型）

平成２７年度図書館等職員著作権実務講習会受講申込書

ふりがな		
１　氏　名		
２　生年月日	昭和・平成　年　月　日生	
３　名　称		
４　所在地	〒　－ 都・道・府・県　市 （　　）　（内線） 電話番号	
５　下記（１）～（４）に該当する番号を○で囲む。 なお（４）により受講を希望する者は受講希望理由を記入する。 【受講資格要件】 （１）大学又は高等専門学校を卒業した者で、図書館等に勤務する者 （２）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第３学年を修了した者で、３年以上図書館事務又はこれに相当する事務に従事した経験を有し、かつ、図書館等に勤務する者 （３）司書となる資格を有する者、司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後３年以上図書館事務に従事した経験を有する者又は人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者 （４）その他（受講希望理由：　　）	
受講者資格		
６　図書館等勤務経験	年　月（平成２７年６月１日現在の予定）	
７　第１希望会場	□←（下記（１）（２）から選択して記入する。）	
希望会場	（１）東京会場【定員４００名】 平成２７年８月１８日（火）～８月２０日（木） 昭和女子大学　グリーンホール 〒１５４－８５３３　東京都世田谷区太子堂１－７－５７ （２）京都会場【定員２００名】 平成２７年９月９日（水）～９月１１日（金） 京都大学　吉田キャンパス　吉田南４号館３階４共３０教室 〒６０６－８５０１　京都市左京区吉田二本松町	
８　第一希望会場で受講できない場合につき、（１）（２）いずれかを○で囲む。 （１）第２希望会場で受講する （２）第１希望会場で受講できなければ受講しない		
９　当講習会の受講回数を記入する。（※今回が初回の方は記入の必要はございません。過去に受講した事がある方のみ受講した回数をご記入下さい。） 受講回数　回（修了年　年）		

○厚生労働省告示第二百五十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「アメリカ合衆国（アイダホ州、オレゴン州、カリフォルニア州、ニュージャージー州、ミシガン州、ミネソタ州及びワシントン州を除く。）カナダ（ブリティシュコロンビア州を除く。）」を「アメリカ合衆国（アーカンソー州、アイダホ州、オレゴン州、カリフォルニア州、カンザス州、サウスダコタ州、ニュージャージー州、ノースダコタ州、ミシガン州、ミズーリ州、ミネソタ州、モンタナ州及びワシントン州を除く。）カナダ（オンタリオ州及びブリティシュコロンビア州を除く。）」に改める。

○農林水産省告示第九百七号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十五条第四項（同法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和五十二年五月三十一日農林省告示第五百四十号（農業災害補償法第八十五条第四項の農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を定める等の件）の全部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

青森県　北津軽郡の内
　板柳町の区域
茨城県　筑西市の区域
　下妻市の区域
　常陸太田市の区域
　桜川市の区域（旧岩瀬町の区域を除く。）
　海津市の区域（旧南濃町の区域を除く。）
岐阜県　安八郡の内
　輪之内町の区域
熊本県　玉名市の区域（旧横島町の区域に限る。）
　宇城市の区域（旧小川町大字不知火の区域に限る。）
　八代郡の内
　氷川町の区域（旧竜北町の区域に限る。）

附　則

この告示による改正後の農業災害補償法第八十五条第四項の農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を定める等の件の規定は、平成二十七年産の水稲から適用するものとし、平成二十六年以前の年産の水稲については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　京都府京都市左京区広河原尾花町三三九

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（一）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）